

犯罪被害者等支援条例を制定へ

～犯罪の被害を受けた方が平穏な生活に戻るための支援～

【経緯】

令和元年における磐田市の刑法犯認知件数は 750 件であり、平成 30 年の 912 件より減少しているものの、10 件もの殺人や強盗といった重要犯罪（未遂を含む）が発生しています。

被害者の方はこれらの犯罪によって心身や財産などの被害に加え、周囲の無理解や噂話、誹謗中傷などによる二次被害にも苦しめられることが想定されます。

【目的】

誰もが安心して生活できる磐田市の実現のためには、犯罪の予防はもちろん、犯罪被害者等に対する適切な支援と人権を尊重した対応が必要です。

このため、犯罪被害者等が今まで通りの平穏な生活に戻るよう、社会全体で支えることを目的に犯罪被害者等を支援する条例の 2 月議会への上程を予定しています。

【支援の内容】（他制度にて提供しているサービスも支援に含みます）

- ・相談及び情報の提供等
- ・付添及び手続きの補助
- ・物品の貸与
- ・見舞金の支給
 - 死亡：30 万円
 - 1 か月以上の加療を要する場合：10 万円
- ・日常生活の支援
- ・安全の確保：一時保護の実施・施設入所の支援
- ・居住の支援：市営住宅への優先入居
- ・支援計画の策定

【今後のスケジュール】

| | |
|------------|------------------------------|
| 2 月 | 2 月議会議案提出 |
| 3 月 23 日 | 採決・施行予定 |
| 3 月 24 日以降 | 磐田警察署及び静岡犯罪被害者支援センターと連携協定の締結 |
| 4 月以降 | 庁内委員会による犯罪被害者等支援計画の策定 |

【問い合わせ】 企画部広報広聴シティプロモーション課

市民相談センター TEL0538-37-4746